



# ARIMASS Letter

[ Association for Risk Management System Studies ]

危機管理システム研究学会 2003年8月  
第13号

## 第二代会長に就任して

危機管理システム研究学会会長  
辻 純一郎

徳谷会長の後任として、本年総会にて第二代会長に就任しました。任期は2年です。みなさまのご協力方、宜しくお願ひ申し上げます。初代会長であられる徳谷前会長には名誉会長兼常任理事になっていただき、引き続きご指導をお願いしております。副会長には上野副会長(松下電器常務取締役法務本部長)に引き続きお願いすると共に、新たに土肥さん(土肥法律事務所弁護士・元検事総長)、村上さん(早稲田大学)をお願いしました。

千葉商科大における本年度の大会も多くの会員の参加のもと、活発な議論もあり成功裡に終わりました。ご準備いただいた太田理事をはじめご協力いただいた各位には心より感謝申し上げます。来年度の大会校は、早稲田大学(担当浦川理事)です。会員各位におかれましては来年5月29日の大会に向け研究をお進めください。

本学会は、数あるリスクマネジメントの研究会の中でも、危機管理システムの研究に加え、学界と実務家、官界の交流の場として、リスクマネジメント、中でも危機管理システムに関する学際問題を自由闊達に語り合い、実務に役立つ提言を行いつつ研究や教育に活かすことに最大の特色があります。

本学会には現在4つの分科会がありますが、本年度は新たに第5分科会として「国際交流分科会」を、また第6分科会として「メディカルリスクマネジメント分科会」を発足させます。国際交流分科会の主査には徳谷名誉会長をお願いし、メディカルリスクマネジメント分科会の主査は当面、私が担当することにいたします。両分科会は、これまでの4つの分科会と連携を図り、より一層の会の発展に寄与することを目指します。会員各位におかれましては、ARIMASS レターの活動方針等を参考にされ、各分科会に積極的に参加され活動されんことを希望します。

本会の発展に伴い、手狭になりました事務局機能をこの秋より現在の横浜の「未来質中央研究所」から、品川の「㈱リムライン(〒140-0013 東京都品川区南大井6丁目3番7号アーバンネット南大井ビル)」に移すべく準備中です。菊池友子さんに長いこと事務局としてご無理を申し上げておりましたが、賛助会員㈱リムライン下村常任幹事(事務局担当)のご好意により、後任として同社の阿部映二氏がお引き受けいただくことになりました。菊池さんには長い間、ご無理を申し上げます。ありがとうございました。

広報・編集委員会担当は新常任幹事の北沢義博常任幹事の担当となります。会員も漸増中ですが、当面の会員数200名を目標に、会員各位におかれましては、有為な人材の積極的勧誘をお願いいたします。特に学界からの勧誘を図りたく考えております。

本会発展のため、全力を尽くすつもりです。会員のみなさまのご協力に加え、ご指導ご鞭撻のほどを宜しくお願ひ申し上げます。

目 次	
第二代会長に就任して .....	1
アリマス創立の熱き思い・	
2003年度会員総会報告 .....	2
経済産業省の研究会報告書(案)に対するパブリックコメント・	
分科会報告 .....	5
事務局からのお知らせ .....	10

# アリス創立の熱き思い

中央大学専門職大学院・国際会計研究科教授  
東京農業大学生物産業学部教授  
成蹊大学名誉教授（商学博士）  
徳谷 昌勇

私は今から約 25 年前に当時は日本で誰も研究していなかったリスクマネジメントの研究に没頭しました。熱病にとりつかれたように、雑誌論文に大量のリスクマネジメントの論文を公表し、1983 年にリスク懇話会の創設をしました。「21 世紀はリスクの時代」という小生のキャッチフレーズを NHK でもテレビで報道し、リスクマネジメントが軌道に乗るかに見えました。ところが当時は「ジャパンアズナンバーワン」の時代で、日本的経営が神格化されリスクマネジメントは日の目をみませんでした。バブル崩壊後、企業業績の右肩上がり時代が終焉し、企業経営者の目はリストラという名の解雇、消費不況を迎え、偶発的損失が企業業績に及ぼす影響に気がつきはじめてきました。さらに自然災害、企業不祥事の続発がリスクマネジメントへと経営者を走らせましたが、依然として企業内でリスクマネジメントが育たない状況が続いている状況であり、どんな手を打つか悩む毎日でありました。そこで気がついたのがリスクマネジメントのインフラは何かということでした。それこそ、リスクマネジメント・危機管理の教育インフラであり日本は欧米に比較して遅れているという事実でした。そのリスクマネジメントのインフラづくりのために危機管理システム研究学会を立ち上げたわけでありました。リスクマネジメントの研究者は保険、防災に集中しており、社会科学たる経営学分野には皆無に等しいという驚くべき状況にあります。そこでリスクマネジメントに関する本格的な学会を創設したいという思いで実務家、学者が入り混じり危機管理システム研究学会が誕生したわけでありました。

学会創設当初から、会長任期 1 期制、教育インフラの創設、ユニークさ、そして正義公正をビジョンにかけ、今回会長職を退任することになりました。二代目会長の辻会長（法学博士）に多くの期待をし、さらなる発展を祈念したいと思います。

## 危機管理システム研究学会 2003 年度会員総会報告

### 議案

- (1) 会則の改正に関する件
- (2) 2002 年度活動報告に関する件
- (3) 2002 年度収支決算報告に関する件
- (4) 監査報告
- (5) 役員改選に関する件
- (6) 2003 年度活動計画(案)に関する件
- (7) 2003 年度予算書(案)に関する件
- (8) 第 4 回年次大会に関する件
- (9) その他

2003 年 5 月 24 日（土）千葉商科大学に於いて、危機管理システム研究学会会員総会が開催され、議長 徳谷昌勇会長のもとで以下の議案が審議の上、承認された。議案(1)については別記の会則の改正案の説明がなされ承認された。議案(2)(3)(6)(7)については、徳谷会長より説明があり、承認された。監査報告では、齋藤 淳監事より 2002 年度収支決算書の監査報告がなされ、承認された。議案(5)役員改選に関する件については、任期満了にともない議長より、会長の交代ならび現役員を継続し、14 条 1 項「理事並びに監事は、正会員及び賛助会員の中から総会において、選出する」の規定にしたがい役員補充がなされ、承認された（別記）。議案(8)次回の第 4 回年次大会は、2004 年 5 月 29

日（土）、早稲田大学において開催することが決定し、大会実行委員長として開催校の浦川道太郎教授（当学会理事）が引き受けられたことの説明が島田公一常任理事よりなされた。

議案(1)にて下記の会則の改正が承認された。

第3章・13条関係

(2) 副会長2名以内 副会長複数名

(3) 名誉会長、顧問、参与を複数名を置くことができる（新設）。

(4) 名誉会長、顧問、参与は常任理事、理事を兼務することができる（新設）。

・役員任期の関係

14条1項 理事並びに監事は、正会員及び賛助会員の中から総会において、選出する。

理事並びに監事は、2年毎の役員改選時期に、正会員及び賛助会員の中から総会において、選出する。

14条2項 任期は3年とし、再任を妨げない。 任期は2年とし、再任を妨げない

14条3項 理事及び監事の非改選時期に選任された理事及び監事の任期は、前項の規定にかかわらず、改選理事及び監事の任期と同じとする（新設）。

15条2項 任期は3年とし、再任を妨げない。 任期は2年とし、再任を妨げない。

15条3項 理事の非改選時期に選任された会長、副会長及び常任理事の任期は、前項の規定にかかわらず、改選理事の任期と同じとし、再任を妨げない（新設）。

15条4項 名誉会長、顧問、参与は理事会において選任する（新設）。

16条 （補充監事の任期） 条文を全面改定

監事に欠員が生じたときは、理事会において補充監事を選任し、直近の総会で事後承認を得なければならない。

\* 14条1項の改定は、役員改選時期を明定し、期中選任理事の任期を従来からの理事の任期と合わせる趣旨です。本改定案が総会にて承認されれば、以後は西暦奇数年が役員改選時期となります。

\* 14条、15条2項の任期、3年から2年への変更は、昨今の任期短縮の流れを受けたものです（cf、改正商法）。

\* 同3項の新設は、指田常任理事のご指摘を踏まえたものです。

\* 13条(3)の新設は、初代会長退任に伴う改定です。

\* 16条の現行条文の削除、条文の新設は、現在、役員員数を定めていないため、特に必要としないので、現行条文を削除し、他方で監事に欠員が生じた場合の手当てをするため、新たに提案をするものです（齊藤監事のご指摘を受けての新設です）。

### 新役員人事について

2003年3月31日で3年の任期が満了した各役員を選任につきましては、5月24日（土）に千葉商科大学で開催された2003年度会員総会において承認されました。任期は2003年4月1日～2005年3月31日までの2年間、選任された役員役職及び氏名は下記の通りです。（敬称略）

名誉会長 徳谷 昌勇

会 長 辻 純一郎

副会長 上野 治男、村上 處直、土肥 孝治

常任理事 北沢 義博、後藤 和廣、指田 朝久、島田 公一、鈴木 敏正、徳谷 昌勇

理 事 池内 正英、浦川 道太郎、太田 三郎、河路 武志、菊池 敏夫、吉川 肇子、

小林 誠、佐々木 一郎、下村 正人、高木 新太郎、鳥飼 重和、中川 又四郎、

長濱 昭夫、廣井 脩、松田 修一、安国 一、山本 正隆、渡辺 健一

監 事 小島 義輝、齋藤 淳

幹 事 河路 武志、長濱 昭夫

## 2002年度収支決算書

自 2002年4月 1日  
至 2003年3月 31日

(単位:円)

	予算	決算	差異		予算	決算	差異
前期繰越金	1,151,793	1,151,793	0	大 会 費	150,000	150,000	0
会 費 収 入	1,515,000	(1) 1,768,000	253,000	分 科 会 研 究 費	150,000	55,280	94,720
(個人会費)	765,000	768,000	3,000)	年 報 費	250,000	269,970	19,970
(賛助会費)	750,000	1,000,000	250,000)	会 報 費	250,000	211,585	38,415
雑 収 入	100,500	(2) 179,027	78,527	名 簿 費	60,000	62,790	2,790
				会 議 費	60,000	17,660	42,340
				通 信 費	70,000	49,140	20,860
				事 務 消 耗 品 費	80,000	49,968	30,032
				旅 費 交 通 費	100,000	0	10,000
				諸 手 数 料	600,000	(3) 567,540	32,460
				インターネット関係費	60,000	29,925	30,075
				雑 費	30,000	7,457	22,543
				予 備 費	230,000	0	230,000
				次 期 繰 越 金	677,293	1,627,505	950,212
合 計	2,767,293	3,098,820	331,527	合 計	2,767,293	3,098,820	331,527

(1) 2001年度個人会費@6,000×1名=6,000

2002年度個人会費 @6,000×124名=744,000

2003年度個人会費 @6,000×3名=18,000

2002年度賛助会費@50,000×18口=900,000

2003年度賛助会費@50,000×2口=100,000

(個人会費納入率 86.7%:124/143)

(2) 雑収入:会員よりの寄付金および銀行受取利息

(3) 事務作業費および振込み手数料他

普通預金残高 1,080,948

現金残高 70,845

1,627,505

## 2003年度予算書

自 2003年4月 1日  
至 2004年3月 31日

(単位:円)

収 入			支 出		
	予 算	前年度予算比		予 算	前年度予算比
前期繰越金	1,627,505	475,712	大 会 費	200,000	50,000
会 費 収 入	(1) 1,616,000	101,000	分 科 会 研 究 費	150,000	0
(個人会費)	816,000	51,000	年 報 費	(3) 270,000	20,000
(賛助会費)	800,000	50,000	会 報 費	(4) 250,000	0
雑 収 入	(2) 10,000	90,500	名 簿 費	(5) 65,000	5000
			会 議 費	60,000	0
			通 信 費	70,000	0
			事 務 消 耗 品 費	80,000	0
			旅 費 交 通 費	100,000	0
			諸 手 数 料	(6) 600,000	0
			インターネット関係費	60,000	0
			雑 費	30,000	0
			予 備 費	230,000	0
			次 期 繰 越 金	1,088,505	411,212
合 計	3,253,505	486,212	合 計	3,253,505	486,212

(1) 個人会員 @6,000X 160名 X0.85=816,000

賛助会費 @50,000×16口=800,000

(2) 年報費:FD入力作業及び印刷・製本+郵送料

(3) 会報費:4回発行+郵送料

(4)名簿印刷費

(5)事務作業費及び他諸手数料代

【監査報告】 領収書・預金通帳・残高との照合のうえ、2002年度の収支決算書は、会計帳簿などの記録と一致し、危機管理システム研究学会の収支状況を正しく示しているものと認めました。

2003年 4月 12日 監事 齋藤 淳・小島 義輝

## 経済産業省の研究会報告書(案)に対するパブリックコメント

常任理事 指田 朝久(東京海上リスクコンサルティング(株))

経済産業省から「リスク管理・内部統制に関する研究会報告書(案)」に対しパブリックコメントの募集がありました。

会員からの提案があり危機管理システム研究会として、はじめてパブリックコメントへの意見集約を行い経済産業省に提案いたしました。

本報告書は、内部統制のありかたについての指針ですが、その重要な柱にリスクマネジメントが位置付けられており学会として提案すべきものと判断しました。最終的な報告書は以下のホームページに掲載されていますが、学会として提案した主な内容は、本報告書の主たる対象が会計であることを明確とすること、監査JISQ2001などのリスクマネジメントの規格を取り込むこと、リスクマネジメントに関する用語はISO/IECガイド73によること、ターンブルレポートを参照すべきこと、経営者の故意、不作為による内部統制不全の制御策を最重要施策として盛り込むこと、用語の修正などです。

URL: <http://www.meti.go.jp/feedback/data/i30627aj.html>

学会としては、はじめての試みであったパブリックコメントの意見集約ですが、有志のかたのミーティングによる貢献とメーリングリストによる修正などにより、短い時間で機動的な対応が出来たと思います。これらの経験を踏まえ今後とも学会としての意見表明を行い、社会に貢献出来ればと思います。

## 分 科 会 報 告

### 【リスクマネジメント・システム研究分科会】

主査：常任理事 指田 朝久(東京海上リスクコンサルティング(株))

#### <第21回活動報告>

1. 開催日時、場所：2003年5月7日(水)、18時30分~21時、於 新東京法律事務所会議室
2. 出席者(15名)：土屋、北沢、長井、横井、綾部、小島、坂、野村、藪、吉川、山口、福田、田中、小澤、指田(順不同)

今回からリスクマネジメントシステムの研究の最後に残った3.8リスクマネジメントシステム維持のための仕組みに取りかかりました。今回は能力・教育・訓練とシミュレーションの2項目を研究した。能力・教育・訓練では、マネジメントシステムは人作りである。能力・教育・訓練は実は一番大切な項目であり、教育にすぐれた企業が評価されている。マネジメントシステムは仕組みや認証に焦点があたりすぎている。もっと人材育成に注目すべきである。一番必要な能力は考える力である、などの意見がでました。またシミュレーションという言葉はサッカーではPKをもらうためにわざと反則を被ったように演技をすることをさすですが、なぜこのような言葉遣いになったのかわからない、との意見がありました。

言葉つかいについては、「方針」のわかりやすい具体例がマニフェストであり、統一地方選挙という意外なところで参考事例が登場した。リスクマネジメントに関する用語のISOガイド73も研究対象としてはどうかなどいろいろな意見がありました。

人事異動などで研究会のメンバーも少し交替がありました。今後楽しく研究をすすめていきます。

#### <第22回活動報告>

1. 開催日時、場所：2003年7月2日(水)、18時30分~20時30分、於 日新火災海上保険本社
2. 出席者(15名)：土屋、北沢(一)、北沢(義)、長井、横井、綾部、小島、坂、野村、藪、吉川、金井、竹中、多田、指田(順不同)

今回はリスクコミュニケーションとリスクマネジメント文書の2つにつき検討した。リスクコミュニケーションは情報の共有化、広報、リスク情報の開示の3つが含まれている。いずれも情報をいかに受けるかというところの言及が不足している。開示の判断基準は時代によっても変化するし、実際事件が起きると短時間のうちに影響度を把握して行動しなければならないが、なかなか影響度の把握は困難な事が多い。最近ではコンプライアンスが重視されているが、現実に不適合な規範や法律があると、社会的に適切であるよりも、

役所の指摘を避けるための行動を取りがちで、これは却って期待するところと逆行することとなり問題である。などの意見が出されました。

また、リスクマネジメント文書では、ISO14001 では十分に文書体系が記載されているが、リスクマネジメントでは実践性から文章の省略がされることも認められることから、規格の文章量が少なく簡潔であると理解出来る、などの意見が交わされました。

きんめだいのリスク情報の開示や電力不足などのトピックスも踏まえ活発な議論になりました。

今回は9月3日水曜日に新東京法律事務所で開催します。

## オピニオン

はじめてRMシステム研究会に参加させて頂き、有難うございました。皆さんのさまざまな角度からの意見は、非常に刺激となりました。当然のことながらJIS規格はどのような組織やリスクにも適用できる一般論であることから、適用に当たっては記載事項の考え方・真意を踏まえるべきことや、リスク感性・想像力を働かせることの重要性を改めて実感しました。小生、2年前より日常実務面でRMに係る業務全般を担当しており、RM実践について幅の広さや奥行きを実感しております。このような場で共通の理論・拠所について、各方面の専門家と意見を交換できることは大きな喜びです。今後ともよろしく申し上げます。

会員 北澤一保（あいおいリスクコンサルティング）

## 【リスク事例サロン分科会】

主査：常任理事 島田 公一（あいおい損害保険(株)）

### リスク事例サロン分科会開催報告（第5回・第6回）

マスコミ等で取り上げられた事件や危機事例を題材に、会員間で自由に危機管理・リスクマネジメントの観点から情報交換や意見交流を行うことを目的とした「リスク事例サロン分科会」の第5回・第6回が下記のとおり開催されましたので報告いたします。本分科会は、開催の都度参加者を募り、サロンと言う名前のとおり飲食しながらテーマに関連して自由に意見交換を行う会費制の分科会です。前回に引き続き多数の方に参加いただき、活発に意見が交わされました。

<第5回 2003年3月12日（水）午後6：30～8：30、於 東洋経済新報社 9階会議室>

#### 1. 参加者（22名）

五十嵐、太田、北沢、木舟、小島（修）、小島（俊）、小島（直）、齋藤、坂本、島田、須曾、田和、徳谷、仲間、中村、能崎、原、宮川、宮崎、藪、山口、吉川 50音順

#### 2. テーマ

報道機関のコンプライアンス 誤報・過剰取材を正す仕組み

#### 3. 分科会の内容

報告者・宮崎貞至氏（帝京大学）から英国の報道機関の行動基準と日本の報道指針・新聞倫理要綱を比較しながらテーマに関する報告後、飲食しながら参加者による自由発言・情報交流が行われました。主な発言は次の通りです。

##### 【誤報や過剰報道の現状】

- ・ちょっとしたコメントについてしつこく聞き出そうとされたり、記事の掲載日を教えてもらえずに困ったことがある。
- ・あるニュース番組では、誤報に対して何度も訂正の依頼を行ったにもかかわらず、訂正コメントはしてもらえなかったことがある。
- ・訂正にあたっては裏づけが必要であるが、裏づけには結構手間取ることが多い。テレビなどの時間勝負のメディアでは、訂正がなされなくてもやむを得ないケースも多いのではないかと。
- ・テレビの苦情受付は専任者がいるわけではない。訂正情報が本当だという証明がないと動けないのではないかと。
- ・技術的な案件は7割方間違っているような気がする。科学部の記者であれば概ね正確に理解してもらえるが、他部門の記者ではなかなか難しい。マスコミのチェック機能はどうなっているのか。
- ・デスクごとにベテランキャリアがチェックしている。大半の初歩的なミスはここで見つかるはずであるが、スルーしてしまうこともある。記者クラブで一元的に対応すれば誤報は減るだろうが、この方法では記者が育たなくなっ

しまう。

### 【誤報や過剰報道の背景】

- ・マスコミ各社は個々の会社は独自の基準は持っていないのではないか。社員教育も行われていないのではないか。
- ・記者の資質の問題は、個人的な問題ではなく、当該会社あるいは業界の問題ではないか。
- ・メディアへの期待が大きすぎるのではないか。テレビなどは視聴率競争に勝つためには何でもやるという体質であり、人事制度や評価制度などが導入されるような土壌がない。現場教育もあくまでOJT中心で、皆、先輩の見よう見まねで対応しているのが実態であろう。
- ・新聞の場合は、記事の締切り時間の問題も背景にあるのではないか。また、テレビの場合は、ディレクターに任されて局としての姿勢は決まっていないうのである。

### 【現状において誤報や過剰報道から個人・組織を守る方策】

- ・マスコミへの苦情は、当該会社に送付する際に、監督官庁である総務省へも「C.C.」で送付すると効果がある。こうすれば、おそらく当該マスコミではトップまで話が伝わり、真剣に対応せざるを得なくなるだろう。
- ・報道機関の記者も所詮は専門家ではないので、情報の流し手が取材側に対して主導権を握り、一元的な対応をするなどによって自己防衛することも有効ではないか。
- ・オフレコの戦略的な使い方もマスコミに対する情報操作の1つとして有効ではないか。

### 【今後のあり方】

- ・マスコミ報道については、異議申立て基準も、手続きも、対応機関もない。本来は表現の自由に対しては異議申立ての自由が対等にあるべきである。
- ・現在の報道に係る問題は、既存の法規制に抵触しないと問題指摘できない。異議申立ての処理を行う第三者機関がわが国にあってもよいのではないか。
- ・英では、子供や障害者など自身では反論できない人に対しては、第三者が異議申立てをできることになっている。なお、異議申立てと苦情や意見を日本では同一の枠で扱う傾向があるが、本来は別の対応窓口を用意すべき問題である。
- ・メディアも企業であるならもっとCSを追求すべきではないか。
- ・意義申立て対応の第三者機関をつくるのであれば、行政の枠外につくるべきであろう。メディア関連の法規制の一元化も望まれる。

< 第6回 2003年5月12日(月)午後6:30~8:30、於 東洋経済新報社 9階会議室 >

#### 1. 参加者(20名)

大羽、岡崎、金杉、北澤、小島(直)、齋藤、指田、島田、高坂、辻、長井、中嶋、中村、能崎、原、廣田、村山、藪、山口、山本 50音順

#### 2. テーマ:

コンプライアンス経営 消費者の観点から見た企業のあり方について(国民生活審議会の論議を踏まえて)

#### 3. 分科会の内容

報告者・大羽宏一氏(大分大学・国民生活審議会委員)から国民生活審議会での内部告発制度等に関する審議内容の報告後、飲食しながら参加者による自由発言・情報交流が行われました。参加者からの主な発言は次の通りです。

### 【内部告発制度について】

- ・外部告発する前に内部告発してくれと社内で行っている。なぜなら法務が調査しても「違反していない」と言われたら手の打ちようがない。
- ・内部告発は最も安上がりのRMである。
- ・審議会の雰囲気・前提は、告発者が名を名乗ることを前提としている。匿名の目安箱は効果が上がらないと聞いてい

る。また告発したのに取り上げてくれないとの不満も起きるが、企業は名無しでは調査できない。

- ・米国では、頑張って告発する人も多いかも知れないが、日本では少ないのではないかと？
- ・我が社では 2003 年 04 月から匿名でも可に変えた。日本人だから、いい加減なこと（告発？）はやらないだろうと判断した。
- ・内部告発と外部告発の前後関係について線引きについては、これからの立法論議であろう。
- ・日本では押し込み販売や、盆暮れの付け届けは常識かも知れないが、米国ではいけないという会社が多い。
- ・審議会の最初の頃、全ての国の法令について、簡単に説明があった。しかし米国では様々な法令があり、焦点が当てにくかった感がある。
- ・英国の法令が取り入れやすかったというだけで、米国などの他国の法令については深い議論はなかった。立法段階ではあるだろうが。審議会では、それよりも案を作ることに優先順位があった。今でないと作れない、一気呵成に作るうという意識が強かった。
- ・国民生活審議会消費者政策部会で「21 世紀型の消費者政策のあり方について」を検討し始めた頃は、企業の自主行動基準、と消費者保護基本法の修正であり、通報者保護を検討する動きはなかった。

#### 【内部告発制度の保護対象範囲について】

- ・消費者政策部会の守備範囲は、あくまでも消費者の問題であり、談合や賄賂に関する問題は範囲外である。
- ・PL 方のように 10 年ぐらい議論を行い、煮詰まってくれば良いが、保護法案は急に出てきたものであり、地に足がついていないことは否めない。
- ・英国の保護法は「話せないことでも話せ！罪は問わないから」と言っているが、その目的は「話すことで事件の原因が分かると、それが国民の災害防止に役立つという基本理念がある。社会を良くするには事実・本当のことが分かるのが一番という考えである。
- ・英国では、法律は 7 年ごとに再検討することになっているが、日本では法が利権となっており、なかなか見されない。
- ・大事なことはしつこくやらねばならないが、日本人は飽きやすい。しつこくやって、マスコミを動かし、飽きやすい日本人に絶えず、訴える必要がある。
- ・案では、労働者しか保護されないが、現代のサプライチェーンで多企業が協力して仕事を行っている現状では、例えば下請けは親会社がヤバイことを行っているのを見て告発した場合、下請会社が告発者の首切りを保護できない。また法的に保護されても、取引慣行の中で不利益が生じる。
- ・日本のコンプライアンスは哲学的なものがないところからやるのだから難しい。またこの点を避けている感じがする。誰かが考えなきやいけぬ。

#### 第 8 回 リスク事例サロン分科会開催のご案内

危機管理・リスクマネジメントに関する会員間の情報交流の場として、昨年度より発足いたしましたリスク事例サロン分科会（第 4 分科会）を下記のとおり開催いたします。本分科会は、開催の都度参加者を募り、飲食しながらテーマに関連して自由に意見交換を行う会費制の分科会です。どなたでも参加いただけますので、お気軽にご参加ください。

1. 開催日時：2003 年 9 月 10 日（水）午後 6：30～8：30

2. 開催場所：東洋経済新報社 9 階会議室 <東京都中央区日本橋本石町 1 - 2 - 1 >

（地下鉄半蔵門線三越前徒歩 1 分、銀座線東西線日本橋徒歩 3 分、JR 東京駅徒歩 8 分）

3. テーマ：「私募債マフィア」と企業の危機管理構造的な不況が続く中、企業を狙う私募債マフィアが暗躍している。いかがわしい私募債に騙されている大手企業の数もかなり増えてきている。今回はこうした私募債マフィアの実態と、騙されないための企業の危機管理について考える。

（注）あくまで報告者個人の知見を説明するものであって、警察庁の見解を示すものではありません。

4. 報告者：樋口 晴彦 氏（警察庁）



## 5. 分科会の持ち方：

- ・テーマに関して報告者から事実関係の報告（30分以内）
- ・参加者による自由発言・情報交流（約1時間30分：飲食しながら）

リスクマネジメントの視点からの感想、問題提起、関連するマスコミ・文献紹介など、どんな観点・視点からでもかまいません。

6. 参加会費：3,000円（軽食・飲物代として、当日徴収）

7. 参加申込み（先着順・定員25名・定員になり次第切らせていただきます）電子メール（FAXでも可）により、下記事項を記入の上お申し込みください。

（1） サロン分科会参加希望（2）氏名（3）所属（4）連絡先電話（5）電子メールアドレス

[申込み先・問合せ先]：あいおい損害保険株式会社 商品開発部 島田 公一

電話：03-5789-7224、FAX：03-5789-6680、電子メール：[ko-shimada@ioi-sonpo.co.jp](mailto:ko-shimada@ioi-sonpo.co.jp)

（当日の緊急連絡は携帯090-9145-4298へ）

## 8. その他

(1) 書記のお願い：参加者の中から1～2名書記をお願いしますので、よろしくご協力ください。

(2) 電子メールによる参加：当日参加できないかたでも、電子メールにより今回のテーマに関して情報提供や意見・感想を述べていただくことができます。上記[申込み先・問合せ先]に、氏名、所属、電話番号を記入の上、お寄せください。

(3) 毎回の分科会開催予定と参加申込方法：分科会開催日は、年間を通して原則奇数月の第2水曜日午後6：30～8：30、同じ開催場所を予定しています（次回は11月12日予定）。会議室の都合等で第2水曜の前後となることがあります。開催日の1ヶ月前にテーマ、報告者、申込要領等をホームページ・電子メールで詳細をご案内しますので、その時あらためてお申し込みください。

### 第5分科会・第6分科会の設置について

#### ・第5分科会：国際交流分科会

海外のリスクマネジメント団体との交流や当研究会から世界に向けての情報発信およびエアミックに学会として加入することを目指す。

主査として徳谷昌勇常任理事に、会合は3ヶ月に1回を予定し、報告者に外国人を依頼する等の活動を予定している。

#### ・第6分科会「メディカルリスクマネジメント分科会」発足に向けて

主査 辻 純一郎

医療事故防止は、医療側、患者側双方にとっての願いである。本学会には、医師や薬剤師といった医療関係者のみならず、製薬関係者、行政当局、弁護士や民法学者の方々の会員も多い。医療事故は、単純ミス型と低医療水準型に大別できる。訴訟になるのは後者が多い。単純ミス型の医療事故はベテランでも起こす。事故はあらゆる安全弁が作動しなかったときに起こる（ex. スイスチーズ・モデル）。「気がついた人が注意しとあげる。それを謙虚に受け入れる」このことの励行で医療事故は半減できると私は考えている。

学会設立当初からメディカルリスクマネジメントの分科会の必要性は叫ばれていた。本年総会でもその必要性が言われ発足させることになった。医師であり、弁護士、そして東海大医学部教授として大活躍の児玉安司会員をはじめ多くの方々の参画により、将来は、医学部や薬学部にもメディカルリスクマネジメントの講座設置を目指し、第一分科会と連携を取りつつ、研鑽に励みたいと考えている。分科会開催は、二月に一回程度の開催を考えている。医療関係者のみならず、本問題に興味のある方はどなたでも参加いただきたい。

連絡先：辻 純一郎 メールアドレス [j-tinstitute-jun@jcom.home.ne.jp](mailto:j-tinstitute-jun@jcom.home.ne.jp)

・いずれの第5・6分科会の開催日程、具体的内容等は後日あらためてご案内申し上げます。

### < 編集後記 >

第二代会長に就任された辻さんに替わり広報・編集委員会を担当することになりました、弁護士の北沢です。よろしくお祈りします。今号は、5月に開催された第3回年次大会以後初めて発行される会報であり、今後の学会の方向性を示すものです。特に前と現会長が担当する新分科会が二つ誕生しました。今後の発展に期待しています。

最近の学会の中では、紙媒体での会報の発行を行わず、電子メールで全ての情報を交換するところもあるようですが、私は、情報のデジタル化が進むほど、紙媒体での情報提供に価値が出てくると考えています。編集スタイルを工夫しながら、本会報の発行を継続したいと思います。冒頭、菊池さんから阿部さんへの事務局交代の発表がありますが、会報に関してはまだ菊池さんに依存する状態が続きそうですので、引き続きご協力をお願いする次第です。(北沢義博)

### < 事務局からのお知らせ >

#### 1. 分科会連絡先

- 第1分科会(教育実践) : 主査: 後藤和廣、 .03-3291-8921 / Fax.3291-8930 e-mail:gotokaz@aol.com  
第2分科会(RMS) : 主査: 指田朝久、 .03-5288-6581(直) / Fax. 03-5288-6590  
e-mail:TOMOHISA.SASHIDA@tokiomarine.co.jp  
第3分科会(情報交流) : 主査: 鈴木敏正、 .03-3288-4255 / Fax.3288-4691  
e-mail:suzumasa@mvp.biglobe.ne.jp  
第4分科会(第4分科会: リスク事例サロン分科会)  
: 主査: 島田公一、 .03-5789-7224 / Fax.03-5789-6680  
e-mail:ko-shimada@ioi-sonpo.co.jp

#### 2. 新入会員紹介

氏 名	所属機関・職 名
石田 憲治	神戸商船大学
板倉 ゆか子	国民生活センター商品テスト部
小栗 吉雄	小栗FP行政書士事務所
加藤 直樹	防衛庁航空幹部学校教育部戦略教官
金杉 恭三	あいおい損害保険(株)東京中央支店
須曾 淳磨	大鵬薬品工業(株)コプライアンス部
杉山 祥一	(株)ウイントロン
高坂 俊之	(有)高坂損害保険代理店
寺本 研一	東京医科歯科大学
中橋 徹也	東京大学大学院工学研究科研究員
葉山 孝	朝日監査法人
松村 卓治	新東京法律事務所弁護士
宮崎 昌和	朝日監査法人
森 円香	新東京法律事務所
矢畑 勉	エーザイ(株)法務部
山本 達雄	アベンティスファーマ(株)

#### 3. 住所・所属等変更の連絡方法

会員各位の自宅のご住所・電話番号・所属機関の名称・所在・電話番号・職名等について変更の生じた場合には、変更前と変更後を並記のうえ、必ず文書またはメールにて事務局宛ご連絡ください。

発行 危機管理システム研究学会 〒221-0052 横浜市神奈川区栄町 1-19-403  
.045-453-0003 FAX. 045-442-0235  
e-mail: arimass@muh.biglobe.ne.jp  
http://www5b.biglobe.ne.jp/~arimass/

2003年8月30日発行

印刷 株式会社 櫻 栄 .03-3288-5571